

第1節 計画の目的

名古屋市は、これまで、伊勢湾台風や東海豪雨などの自然災害に見舞われ、多くの尊い命や貴重な財産を、自然の猛威により失ってきた。また、今日では、名古屋市を含むこの地方は、南海トラフで発生する大規模地震による甚大かつ広範囲な災害の発生が危惧されている。

こうした状況のもと、名古屋市においては、地震、豪雨等による自然災害の予防、応急対策及び復旧復興に関して、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、現在及び将来にわたって、すべての市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安心して暮らせることが出来る災害に強い街の実現を目指していくための本市の防災に関する理念及び方向性を定めるものとして、名古屋市防災条例（以下「防災条例」という。）を平成18年に制定した。

防災条例については、災害対策基本法や水防法の改正、国等において近年の災害の教訓・課題を受けた防災全般の見直しが実施されるなどの近年の潮流・課題を踏まえ、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を改めて認識し、それに取り組む努力を一層進めていくために、平成31年に大幅な改正を行った。

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ推進法」という。）第5条の規定に基づき、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、車両、船舶、航空機等による集団的的重大事故並びに産業災害等に対処するため、名古屋市防災会議（以下「市防災会議」という。）が市域（石油コンビナート等災害防止法にかかる特別防災区域を除く。）にかかる防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について総合的な計画を定め、計画的かつ効率的な防災行政の推進と住民の積極的な協力による諸活動の円滑な実施を図り、もって防災の万全を期することを目的とする。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を起因とする東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散状況を考慮すると、本市には原子力発電所又は原子炉施設は立地しておらず、予防的防護措置を実施する準備区域（PAZ：PrecautionaryActionZone・原子力施設から半径5kmを目安）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：UrgentProtectiveActionPlanningZone・原子力施設から概ね30km）に含まれていない。しかし、静岡県、福井県などに立地する原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備え、市民の生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低く抑え、風評被害を始めとする社会的混乱に基づく市民生活や地域産業に係るダメージを最小限に抑えることを目的とする。

防災条例で定める施策と、計画が着実に実行されることで、両者が車の両輪となって、より一層災害に強いまちを実現し、後の世代に安全で安心して暮らせるまち「名古屋」を引き継ぐことができるものと信じる。

第2節 計画の性格等

第1 計画の性格

- 1 この計画は、災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、「共通編」、「風水害等災害対策計画編」、「地震災害対策計画編」、「原子力災害対策計画編」、「産業災害対策計画編」、「附属資料編」の構成とする。
- 2 「共通編」は、各種災害に共通する、総則及び予防計画を取りまとめる。
- 3 「風水害等災害対策計画編」、「地震災害対策計画編」及び「原子力災害対策計画編」は『災害応急対策計画』及び『災害復旧計画』について取りまとめる。
 - (1) 『災害応急対策計画』
災害に対する応急対策計画について取りまとめる。
 - (2) 『災害復旧計画』
災害に対する復旧計画について取りまとめる。
- 4 「産業災害対策計画編」は、産業災害の防災に関し必要な事項を定める。
- 5 「附属資料編」は、各種災害に関する資料を取りまとめる。
- 6 名古屋市の各局・室・区及び関係機関は、この計画に定める方針に従い、防災対策の向上に努めるとともに、災害対策に係る諸活動を行うにあたっての具体的なマニュアル等を作成し、防災に対する万全を期するものとする。なお、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分に配慮するものとする。
- 7 この計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。
- 8 名古屋市地域強靱化計画（以下、「地域強靱化計画」という。）は、名古屋市における国土強靱化施策を推進する上での指針とされている。そのため本計画の基本目標が達成されるよう連携を図ることとする。

第2 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、本市をとりまく諸条件の変化をみきわめ、毎年検討を加え、必要があると認めるときには、これを修正するなど、弾力的な運用を図っていくものとする。

第3 計画の習熟

名古屋市の各局・室・区及び関係機関は、平素から研修、訓練等の機会をとらえ、本計画及びこの計画に基づく各種業務規程、マニュアル等の習熟に努めなければならない。

(資料)

- ・名古屋市防災会議条例 (附属資料編 計画参考1)

- ・名古屋市防災会議運営要綱（附属資料編 計画参考2）

第3節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

名古屋市及び関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 名古屋市

- 1 市防災会議に関する事務
- 2 防災に関する組織の整備
- 3 防災に関する調査、研究
- 4 都市防災構造の強化
- 5 防災に関する施設及び設備の設置、整備
- 6 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備
- 7 防災に関する知識の普及並びに防災に関する教育及び訓練の実施
- 8 自主防災組織等地域防災力の充実整備
- 9 ボランティアによる防災活動の環境整備
- 10 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震臨時情報等を含む。）の収集伝達並びに避難の指示及び災害広報・広聴
- 11 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- 12 消防、水防その他の応急措置
- 13 避難地、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
- 14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設・設備の整備
- 15 緊急輸送の確保
- 16 被災者の応急救助及び保護
- 17 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置
- 18 災害時の医療、清掃、防疫その他の保健衛生に関する応急措置
- 19 文教対策
- 20 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告
- 21 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置
- 22 災害復旧・復興
- 23 道路の通行禁止又は制限、警戒区域の設定その他社会秩序の維持
- 24 被災児童・生徒等に対する応急の教育
- 25 被災建築物・宅地の応急危険度判定活動
- 26 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査
- 27 地下街等の保安確保に必要な消防設備の指導、助言及び立入検査
- 28 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧
- 29 東海地震注意情報が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認
- 30 放射性物質による汚染の除去への協力
- 31 原子力災害発生時における、飲料水、食品等の摂取制限

- 32 原子力災害発生時における、風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報
- 33 災害救助法に基づく被災者の救助
- 34 洪水予報及び水防警報の発表、水位周知河川の水位、排水調整対象河川、水位周知下水道の水位到達情報に対する措置

第2 指定地方行政機関

〔東海財務局〕

- 1 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、可能な限り早期に災害復旧事業の実施に対応
- 2 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用
- 3 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情のゆるする限り、財政融資資金をもって措置
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内での適切な措置を要請する一方、被災者等からの金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置
- 5 災害が発生した場合又は原子力緊急事態宣言が発せられた場合における応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に実施

〔東海北陸厚生局〕

- 1 災害状況の情報収集・連絡調整
- 2 関係職員の派遣
- 3 関係機関との連絡調整

〔東海農政局〕

- 1 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全対策の推進
- 2 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
- 3 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導の実施
- 4 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導
- 5 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導及び助言の実施
- 6 直接管理し又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置の実施
- 7 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等の実施
- 8 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導
- 9 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握

- 10 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を収集し、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置
- 11 原子力災害発生時における、農業への影響に関する情報等の収集・連絡

〔中部森林管理局〕

- 1 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱い要領に基づく復旧
- 2 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策
- 3 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需要安定等について、都道府県知事等から要請があった場合、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧への協力
- 4 都道府県、市町村等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請への協力

〔中部経済産業局〕

- 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- 2 電気、ガス等の供給確保
- 3 中小企業者の災害復旧に必要な資金等の支援
- 4 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整

〔中部近畿産業保安監督部〕

- 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- 2 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督及び指導

〔中部運輸局〕

- 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
- 2 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨
- 3 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導
- 4 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保
- 5 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令
- 6 鉄道、軌道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
- 7 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
- 8 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、

代替輸送等の指導

- 9 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備
- 10 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令
- 11 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を実施

〔名古屋海上保安部〕

- 1 情報の収集、伝達の実施
- 2 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、災害の発生、その他災害に関する情報の伝達および周知
- 3 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助
- 4 海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報の実施
- 5 海上の安全確保を図るため、船舶に対し避難勧告（港測法）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置の指示
- 6 海上火災の発生する恐れのある海域にいる者に対し、火気の使用の制限又は禁止の周知
- 7 排出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置
- 8 海上における治安の維持
- 9 原子力災害発生時における、情報の収集及び海上保安庁等への通報
- 10 原子力災害発生時における、海上における環境放射線モニタリングへの支援
- 11 原子力災害発生時における、現場海域への入域制限及び人命救助の実施
- 12 原子力災害発生時における、周辺海域の在船舶等に対する情報周知

〔名古屋地方気象台〕

- 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達および解説を行う。
- 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

〔東海総合通信局〕

- 1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- 2 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- 3 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査
- 4 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
- 5 非常通信協議会の運営
- 6 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動

通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与

〔愛知労働局〕

- 1 被災労働者、事業主等からの労働条件、安全衛生及び労災保険に関する相談
- 2 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保
- 3 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業者に対する監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保
- 4 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置の要請
- 5 被災労働者に対する労災補償の給付事務
- 6 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保
- 7 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当の支給
- 8 原子力事故の発生に係る厚生労働省への通報
- 9 原子力災害発生時における、事業者に対する労働者退避等の措置の指示

〔中部地方整備局〕

- 1 災害予防
 - (1) 降雨、河川水位などについて観測
 - (2) 名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）の発表及び関係機関に連絡
 - (3) 水防警報の実施
 - (4) 災害発生後に応急復旧を円滑に進めるための災害応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (5) 実践的な防災訓練の実施
 - (6) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度の活用
 - (7) 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画。指導及び事業の実施
- 2 初動対応
 - (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - (2) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣による、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援
- 3 応急復旧
 - (1) 災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務の実施

- (2) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡の保持及び協力
- (3) 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等の実施
- (4) 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検の実施
- (5) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業の実施
- (6) 海上の排出油災害に対し、除去等必要な応急措置
- (7) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策用機械・油回収船・浮体式防災基地等の出動

第3 愛知県

- 1 災害予警報をはじめとする災害に関する情報の収集伝達
- 2 名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意の発表
- 3 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する
- 4 災害広報
- 5 避難の指示の代行
- 6 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整
- 7 災害救助法に基づく被災者の救助を行う
- 8 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置
- 9 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示及び調整
- 10 被災児童・生徒等に対する応急の教育
- 11 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧の実施
- 12 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置
- 13 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付
- 14 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備
- 15 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせん
- 16 危険物施設等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査の実施
- 17 地下街等の保安確保に必要な指導、助言の実施
- 18 自衛隊の災害派遣
- 19 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全対策
- 20 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- 21 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及
- 22 防災ヘリコプター、災害対策用指揮者、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握
- 23 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支を行う
- 24 名古屋飛行場に防災対策の実施
- 25 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う

- 26 原子力事業者との通報・連絡体制の整備
- 27 環境放射線モニタリングの実施
- 28 原子力災害発生時における、健康被害防止に係る整備
- 29 放射性物質による汚染除去への協力
- 30 原子力災害発生時における、飲料水、食品等の摂取制限
- 31 原子力災害発生時における、各種制限措置の解除指示
- 32 原子力災害発生時における、心身の健康相談体制の整備
- 33 原子力災害に対する国の専門家の派遣要請

第4 愛知県警察

- 1 災害時における警備対策及び交通対策等の企画、調整及び推進
- 2 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備
- 3 津波に関する予警報の伝達
- 4 被害実態の早期把握と情報（東海地震に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む。）の伝達
- 5 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去
- 6 避難の指示又は警告及び誘導
- 7 人命救助
- 8 行方不明者の搜索及び死体の検視
- 9 災害時又は警戒宣言発令時等における交通秩序の保持
- 10 警察広報
- 11 災害時における各種犯罪の予防及び取締り
- 12 他の機関の行う災害応急対策又は地震防災応急対策に対する協力
- 13 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限
- 14 緊急通行車両等の事前審査及び確認
- 15 一般社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、警備員の出動要請
- 16 社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との協定に基づき、車両等の除去活動の協力要請
- 17 銃砲・刀剣類、危険物の流出等の事実確認と安全に向けた措置
- 18 原子力災害発生時における、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

第5 自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動

- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び貿易
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 給食及び給水
- (10) 入浴支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (12) 危険物（火薬類等）の保安及び除去
- (13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動

第6 指定公共機関

〔日本郵便株式会社〕

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害の態様、被害者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

- 1 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の指定の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などの無償交付
- 2 被災者が出す郵便物の料金免除の実施
- 3 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除の実施
- 4 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除の実施
- 5 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金の配布

〔日本赤十字社〕

- 1 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を実施
- 2 避難所の設置に係る支援（生活環境の整備及びこころのケア）
- 3 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）業務の実施
- 4 血液製剤の確保と供給
- 5 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分（配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。）
- 6 義援金の受付と配分（配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公平な配分に努める。）

〔中日本高速道路株式会社〕

高速自動車国道の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を実施

〔独立行政法人水資源機構〕

水資源開発施設等（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の保全及び同施設を通じて行われる流水の機能の維持及びこれらの施設の災害復旧

〔独立行政法人国立病院機構本部〕

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動

〔西日本電信電話公社〕

- 1 発災時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達
- 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用
- 3 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備
- 4 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備
- 5 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧
- 6 気象等警報の市町村への連絡
- 7 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除

〔エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社〕

- 1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達
- 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用
- 3 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備
- 4 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧
- 5 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除

〔株式会社NTT ドコモ〕

- 1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達
- 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用
- 3 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備
- 4 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧
- 5 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除

〔KDDI 株式会社/ソフトバンク株式会社/楽天モバイル株式会社〕

- 1 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策の実施
- 2 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧
- 3 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応

〔日本放送協会〕

- 1 気象予警報等及び被害状況等の報道

- 2 平常時から防災知識に普及に関する報道の実施
- 3 放送施設の保守

〔東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社〕

- 1 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理
- 2 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等
- 3 死傷者の救護及び処置
- 4 対策本部は、運転再開に当たり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の円滑な手配等
- 5 災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関する協力

〔東邦ガス株式会社※〕

※東邦ガスネットワーク株式会社を含む。(以降同じ)

- 1 ガス施設の災害予防措置
- 2 発災後の被災施設の復旧及び供給停止等の需要家に対しての早期供給再開

〔中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社 J E R A〕

- 1 電力施設の災害予防措置、被災状況の調査及びその早期復旧
- 2 電力需給ひっ迫が発生または予測される場合における他電力会社からの電力融通の実施
- 3 原子力防災体制の整備
- 4 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備
- 5 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検
- 6 原子力防災教育の実施
- 7 関係機関との連携
- 8 原子力災害状況の把握及び県への情報伝達・報告
- 9 原子力災害発生時における、応急措置、緊急事態応急対策の実施
- 10 放射性物質による汚染除去への協力

第7 指定地方公共機関

〔名古屋港管理組合〕

港湾施設（水門、こう門、護岸、防潮壁、貯木場等）、海岸保全施設等の維持管理及び災害予防及び災害復旧

〔一般社団法人愛知県トラック協会〕

- 1 災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送の対応
- 2 原子力災害対策用物資の輸送に対する協力

〔名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、株式会社東海交通事業、名古屋臨海高速鉄道株式会

社、愛知高速交通株式会社]
東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。

[名古屋高速道路公社]
所管する道路の改築、維持、修繕又はその管理及び災害復旧

[各民間放送及び新聞社]
日本放送協会に準ずる

第8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

[消防団]

- 1 防災に関する知識の普及並びに防災に関する教育及び訓練の実施
- 2 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- 3 消防、水防その他の応急措置
- 4 被災者の応急救助及び保護
- 5 災害発生に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備
- 6 地震予知情報、警戒宣言等の収集伝達
- 7 地震予知情報、警戒宣言等の広報

[市・区社会福祉協議会]

- 1 市との連携により市・区災害ボランティアセンターの運営に協力する。
- 2 NPO等と連携し、一般ボランティアの派遣依頼及び活動紹介に関する調整を行う。

[名古屋市医師会]

医療救護班による応急医療活動及び感染症の予防その他保健活動への協力

- 1 医療及び助産活動への協力
- 2 防疫その他保健衛生活動への協力

[名古屋市歯科医師会]

歯科医療救護班による医療救護活動その他保健活動への協力

- 1 歯科保健医療活動への協力
- 2 身元確認活動への協力

[名古屋市薬剤師会]

災害時医療活動及び医薬品等供給センターへの協力

- 1 医薬品等の供給及び保管管理活動への協力
- 2 医薬品等の適正使用に関する活動への協力

〔公立大学法人名古屋市立大学(以下「市立大学」という。)]

- 1 医療救護班による応急医療活動
- 2 市立大学医学部附属病院にてその可能な範囲において被災傷病者の収容治療を実施

〔農業協同組合、商工会議所等産業経済団体、病院・社会福祉施設等の厚生・社会事業団体、危険物施設等防災上重要な施設を有する事業所、自主防災組織等〕
それぞれの業務に応じた防災上必要な活動及び市の行う防災活動に対する協力

〔産業経済団体〕

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力

〔文化、厚生、社会団体〕

日赤奉仕団、青年団等は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力

〔危険物施設の管理者〕

危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力

〔その他重要な施設の管理者〕

その他重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力

第4節 本市の概況

第1 自然的条件

1 位置・面積

名古屋市の位置は、東経136度47分30秒～137度3分39秒、北緯35度2分01秒～35度15分38秒で、本州のほぼ中央に位置している。

面積は、326.43km²で、最大距離は東西24.55km、南北25.08kmである。

2 地形・地質

名古屋市の地形は、北部から庄内川沿いに名古屋港に至る地域に広がる沖積平野、堀川以東に発達している段丘からなる台地及びそれに連なる丘陵地から構成されている。

濃尾平野の一部をなす沖積平野は、全体に北から南にかけてゆるやかに傾斜しており、北部ではおおむね海拔5m前後、西部から南部にかけては海拔2.5m以下となっている。

特に、港区南陽町、中川区富田町及び名古屋港をとりまく地域の大部分は、いわゆる「海拔ゼロメートル（平均海面以下）地帯」が広がっている。

堀川左岸に沿って名古屋城から熱田神宮に至るほぼ南北線を境界として、その東側には中位段丘が発達している。この段丘は熱田台地と呼ばれ、濃尾平野の東縁部を形成しており、おおむね海拔10～20mの高さで本市中心部から瑞穂運動場と末盛通を結ぶ線（田代町線）まで東に広がっている。

この熱田台地より東の守山、猪高、天白、鳴海に至る一帯は、海拔60～80m程度の丘陵地を形成し、尾張丘陵に連なっている。この東部の丘陵地には、天白川、矢田川などの河川が流れ、流域沿いには沖積低地が複雑に分布している。

なお、本市の最高地点は守山区大字上志段味の東谷山頂で、海拔198.30m、最低地点は、港区新茶屋4丁目でマイナス1.73mである。

本市の地盤を形成している地質は、守山区志段味、小幡や名東区高針、上社などにあらわれている第三紀の地質の時代に堆積した地層が、西ないし西南部に向かって緩やかに傾斜して地下に沈み、その上部を第四紀の地質時代に堆積した更新統（洪積層）、完新統（沖積層）が覆うという構造となっている。

第三紀鮮新統は、瀬戸層群、矢田川累層と呼ばれ、その下位には同じ瀬戸層群の瀬戸陶土層が分布している。これらは、ともに第三紀鮮新世時代に堆積したものである。矢田川累層は、厚さ200m前後で、主に礫・砂礫・砂・シルト・粘土から構成されており、その内には何枚かの亜炭層・火山灰層を挟んでいる。

第四紀のうち更新世の時代に堆積した更新統（洪積層）は、矢田川累層を不整合に覆っており、主に砂礫・礫・砂・粘土で構成されている。更新統（洪積層）の層序は、下から唐山層、八事層、熱田層、大曾根層となっている。

沖積平野を構成している第四紀のうち完新世の時代に堆積した完新統（沖積層）は、南陽層と呼ばれ、砂・粘土・シルトなどから構成されている。完新統（沖積層）は中央部の台地をとり囲む形で北から西、南の地域に堆積しており、南部臨海地域では20m以上の厚さがある。

全般に地盤の良好とされる第三紀鮮新統・第四紀更新統（洪積層）からなる市中央部の台地や東部丘陵地に対し、完新統（沖積層）の堆積している市北部から西・南地域一帯は地盤が軟らかい。とりわけ、庄内川などの河川流域や名古屋港周辺の水分を多く含んだ砂層が厚く堆積している地域では、地震時に液状化現象が発生し易いとされている。名古屋市における地質概要図を掲載した。

3 河川

市域内を流下する河川としては、庄内川（一級河川）水系と天白川（二級河川）水系に代表されるものと、これらに連なる準用河川がある。

4 断層

(1) 概要

「新編・日本の活断層」（活断層研究会 1991 東京大学出版）によれば、名古屋市の南部に存在が推定される伏在断層として「天白河口断層」が記載されている。

(2) 断層調査

断層調査は、阪神・淡路大震災の教訓として直下型地震を引き起こす可能性のある断層について全国的に進められており、名古屋市においても平成8年度から10年度の3か年をかけて存在が推定されながら詳細明らかになっていない「天白河口断層」を対象に調査を実施した。

(3) 調査結果

学識経験者等で編成される名古屋市断層調査委員会において総合的な解析を行い、「今後、天白河口断層が活動する可能性は極めて低く、活断層ではないといえる」と評価された。

(4) 断層の分布

天白河口断層の分布位置は、本節の最終ページ記載図のとおりである。

5 気候

名古屋市は、伊勢湾に面してはいるが、外洋から離れているので黒潮の直接の影響をほとんど受けず、内陸性に近い気候となっている。

このため、冬季は夜間から明け方にかけての冷え込みが厳しく、最低気温は東京、大阪に比べてかなり低い。逆に夏は暑さが厳しく、最高気温が35℃を超える猛暑日が、平年で11.5日もある。

伊勢湾周辺は全国的にみて雨量の少ない地域で、名古屋の年間日照時間は他の大都市より多い。しかし、冬季は比較的雲が多く、関東平野はもちろん、愛知県内でも三河平野に比べて晴天の日が少ない。これは北西から西方にかけて、広大な濃尾平野を隔てて1,000m級の伊吹、養老、鈴鹿の山脈があるのみで、しかも若狭湾と伊勢湾を結ぶ線が本州で最も狭く、僅か120～160kmの近距離で日本海に通じており、このため雲の多い日本海側の気象の影響を受けやすいからである。この点、名古屋の冬の気候は太平洋側型のなかに日本海側型の気候もおびているといえる。

降水量は太平洋側型になっており、月降水量の変化からみると、梅雨期の6～7月と、台風や秋の長雨時期の9月に、ほぼ同じくらいの降水量のピークが見られる。近畿以西の西日本では前者の方が、また関東以東の東日本では後者の方がそれぞれ多くなっており、降水量については名古屋は東西日本の中間型といえることができる。

第2 社会的条件

災害は、気象・地象及び地形・地質等の自然的条件と人口、土地利用等の社会的条件により、さまざまな態様をとって現れる。

本市における主な社会的条件の現況は次のとおりである。

1 人口

(1) 全体人口

本市の人口は、高度成長期における産業の発展にともなう人口の都市集中や隣接市町村の編入による市域の拡大により増加してきたが、昭和40年代以降、産業構造の変化、都市の過密化等から周辺地域への人口流出現象が始まり、平成5年以降人口は減少傾向にあった。その後、平成9年以降は、再び、増加の傾向にある。

人口の動きを行政区別にみると、半数程度の区では増加傾向にあるが、その他の区では減少傾向を示している。

(2) 昼間人口

本市は地域の中核都市として、昼間には周辺市町村から多数の通勤通学者が流入するとともに市内の人口移動もあり、都心部に位置する中区では昼間人口は夜間人口の約4倍となる。

(3) 高齢者人口

災害対策上、留意すべき65歳以上の人口の分布を見ると、北区、中村区、南区といった区で総人口に占める割合が高くなっている。

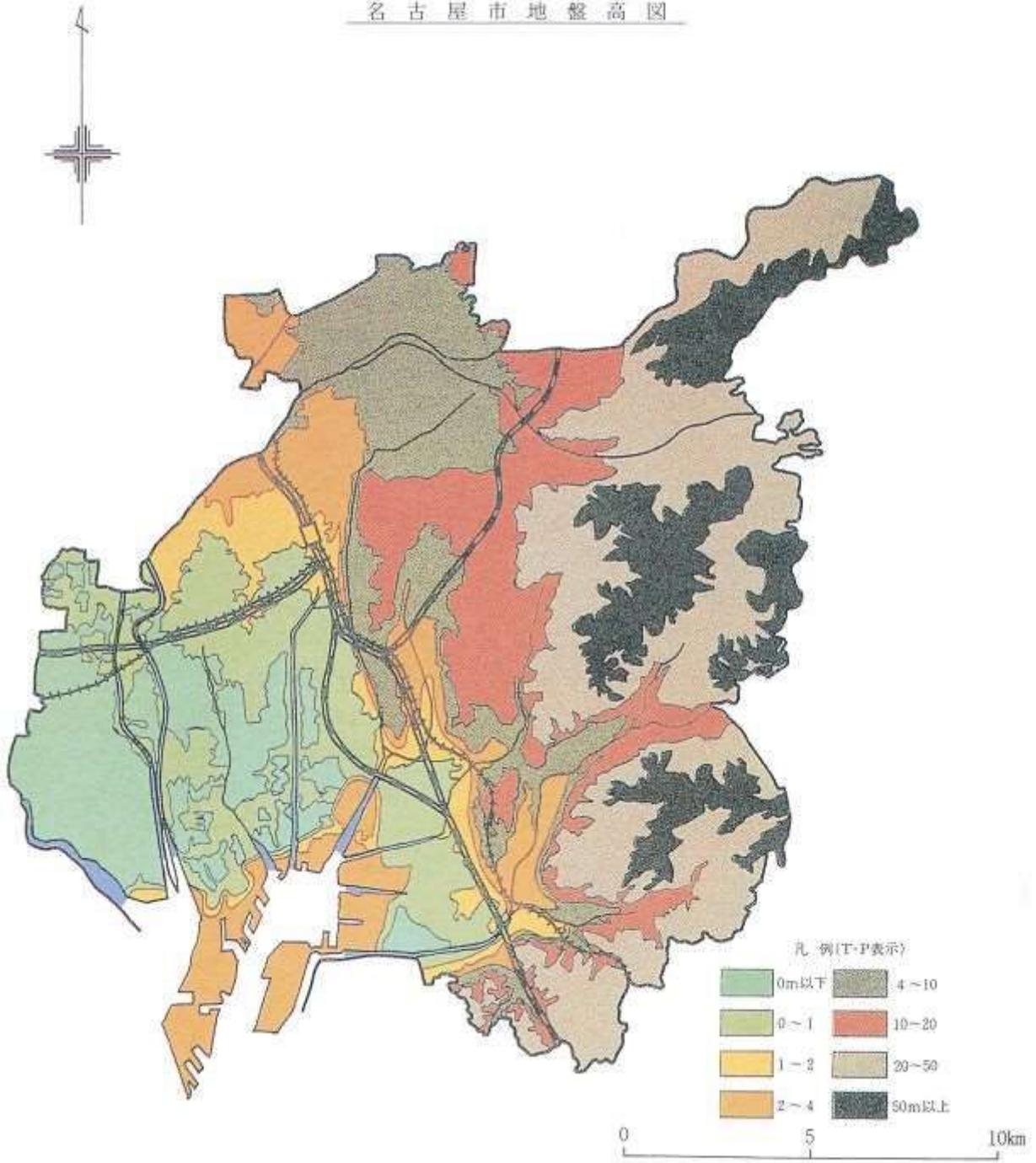
2 土地利用

本市においては、都心部や駅ターミナル地域を中心に高層建築物、地下街、複合用途ビル、大規模アミューズメント施設などが次々に建設されている。また、南部の臨海地域では石油基地や化学工場などを中心にした石油コンビナートや工場群が立地するとともに、地盤の液状化が懸念される地域での宅地開発も進んでいる。一方、都心周辺地域のいわゆるインナーシティと呼ばれる既成市街地域では、木造家屋密集地域や道路狭隘地域が存在している。

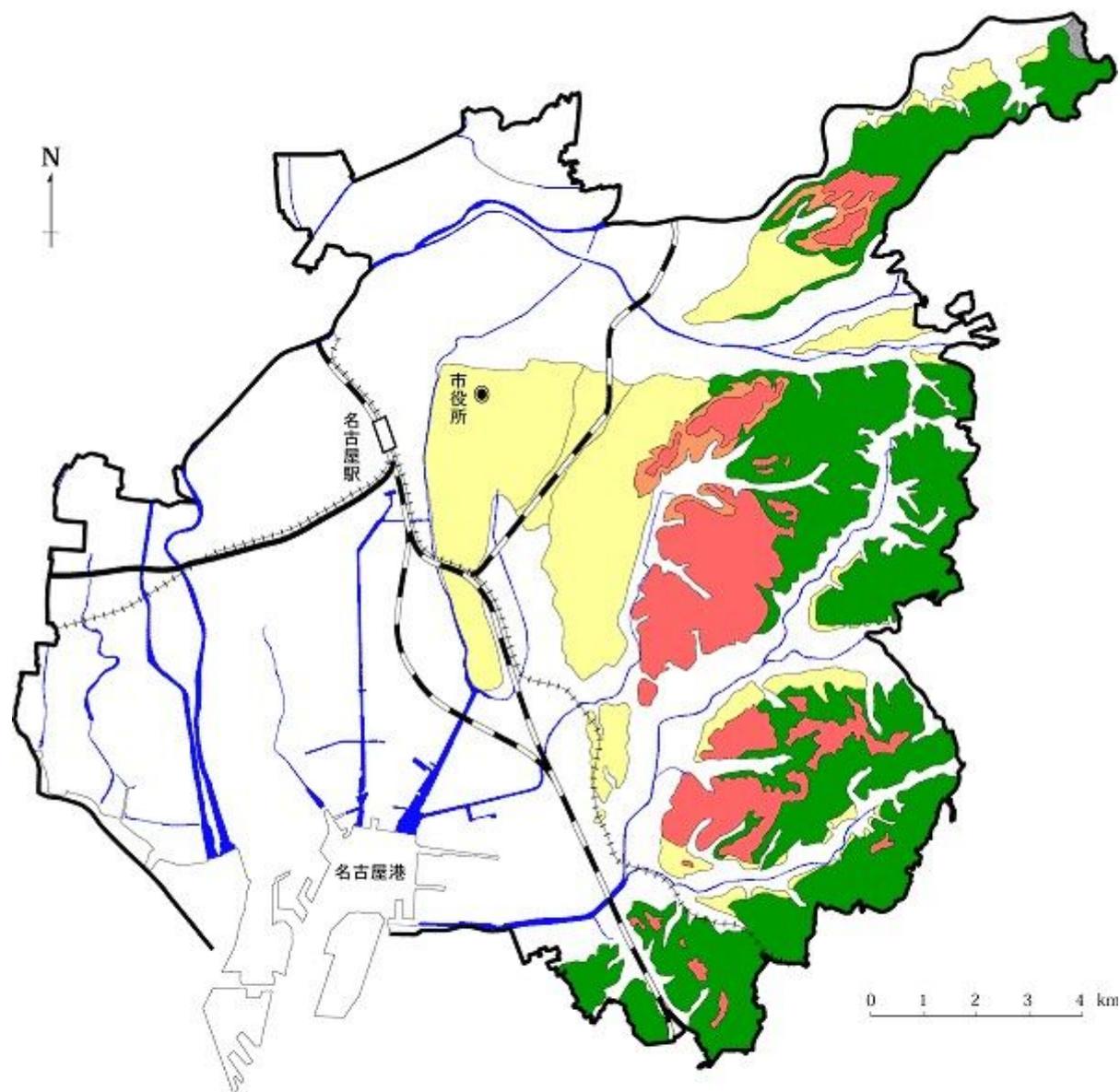
(資料)

- | | |
|-----------------|---------------|
| ・市域を流下する一級河川 | (附属資料編 計画資料1) |
| ・市域を流下する二級河川 | (附属資料編 計画資料2) |
| ・市域を流下する準用河川 | (附属資料編 計画資料3) |
| ・その他の主な河川、水路、運河 | (附属資料編 計画資料4) |
| ・名古屋の気候表(平年値) | (附属資料編 計画資料5) |
| ・名古屋の気候表(極値) | (附属資料編 計画資料6) |
| ・東海地方に接近した台風の数 | (附属資料編 計画資料7) |
| ・主な風水害(伊勢湾台風以降) | (附属資料編 計画資料8) |

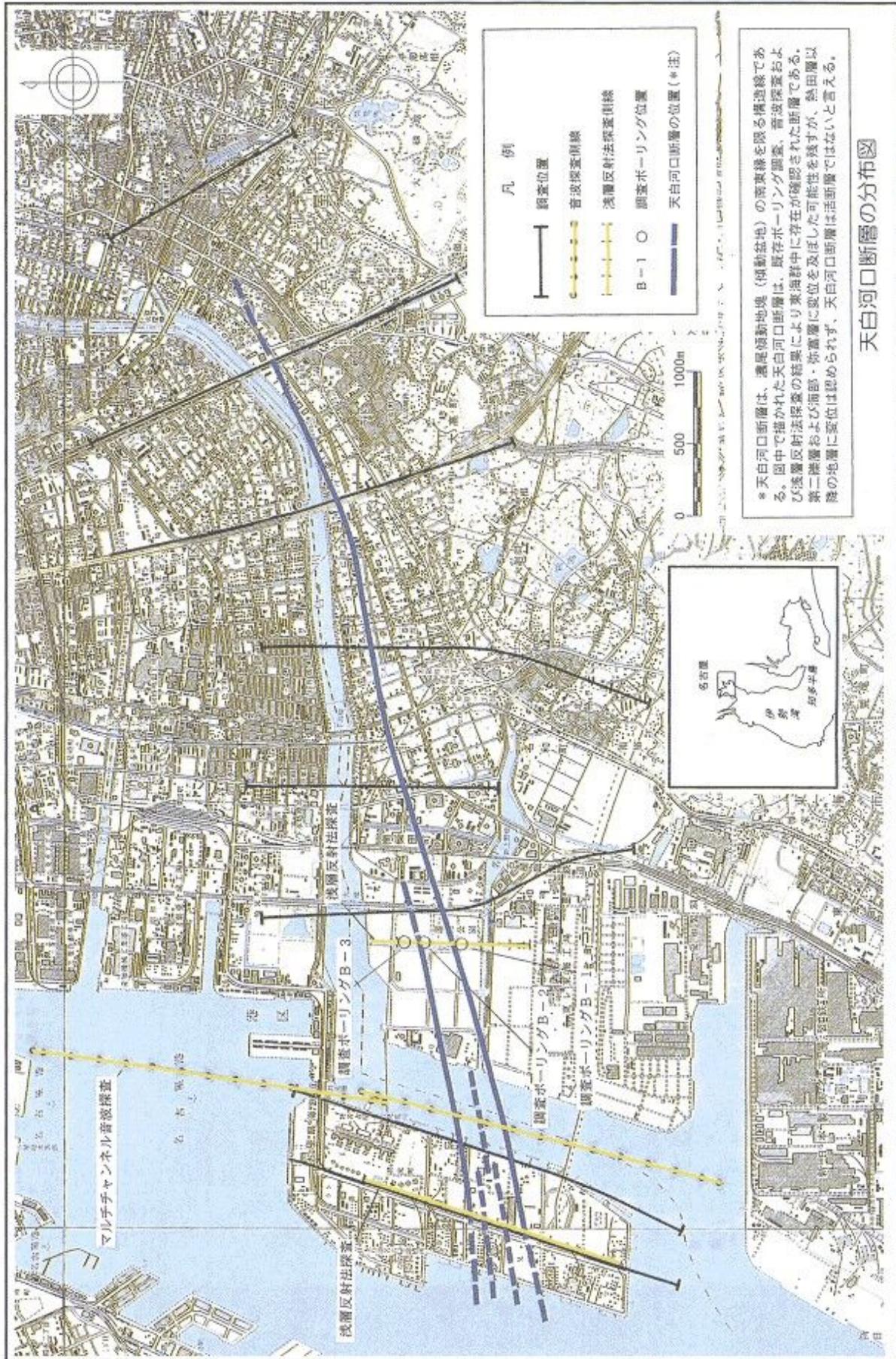
名古屋市地盤高図



名古屋市地質概要図



| | | | | | | |
|-----|---|-----------|---|--|--|---|
| 第四紀 | { | 完新世 { 沖積層 | | 第三紀 鮮新世 { 矢田川累層 | | |
| | | { | 大曾根層 | | 基盤岩類 | |
| | | | 熱田層 | | | |
| | | | 八事層 | | | |
| | | | 唐山層 | | | |



調査報告書より

第5節 市民等の基本的責務

ひとたび広域的災害や大規模災害が発生した場合、行政が行う公助には限界がある。つまり、防災の基本は、「自らの身の安全は自ら守る」であり、すべての市民、企業、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。

第1 市民の責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ、住宅等の耐震診断により耐震性を充分把握するとともに、必要に応じた耐震化、家具等の固定、ガラスの飛散防止など災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

また、市民自らが主体的に判断し、行動できることが重要であるため、過去に発生した災害による教訓を伝承するよう努めなければならない。

第2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割(従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献)を十分認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなど、防災活動の推進に努めなければならない。

また、各企業において災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

なお、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6節 風水害の想定

第1 災害想定の基準

1 想定の基準

災害の想定にあたっては、名古屋市の地理的条件を考慮し、過去において被った災害のうちから最も頻度の高い水害、すなわち台風及び集中豪雨による高潮、洪水、内水氾濫による被害を想定することとし、火災及び爆発等による被害については、上記の想定の内に含まれるものとして取り扱う。

2 想定 of 諸要素

災害想定における諸要素は次のとおりとする。

(1) 高潮

台風期平均満潮位において伊勢湾台風級の台風が来襲した場合を想定する。

(2) 河川洪水

庄内川水系河川整備基本方針で想定している200年に1回程度発生する可能性のある規模の洪水が発生し、最も被害が甚大となる箇所破堤した場合を想定する。

(3) 内水氾濫

平成12年9月集中豪雨時に総雨量が最も大きかった市内観測所の雨が市域全域に降った場合を想定する。

第2 被害の想定

1 被害想定

前記想定による名古屋市内における被災推計を下記のとおり想定する。

| 災害種別 種別 | 水 | | 害 | |
|------------|---|-----------------|---------|-----------------|
| | 高 | 潮 | 洪 | 水 内 水 氾 濫 |
| 被災面積 | 7 | km ² | 52 | km ² |
| 被災棟数 | — | 棟 | 118,000 | 棟 |
| 被災世帯数 | — | 世帯 | 163,000 | 世帯 |
| 被災人員 | — | 人 | 426,000 | 人 |

※被災世帯数、人員は「平成7年度国勢調査メッシュ統計」に基づく

被災棟数は「第90回名古屋市統計年鑑平成11年度版」に基づく

(資料)

- ・災害の種類 (附属資料編 計画資料10)

第7節 地震及び被害の想定

本計画を策定するための基礎資料とするため、名古屋市防災会議地震対策専門委員会および関係機関がとりまとめた被害想定結果の概要を以下に記す。

第1 建物被害、火災被害、人的被害

1 想定地震と選定理由

(1) 海溝型地震

ア 南海トラフ地震

平成26年3月28日、名古屋市は南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域として、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されたため以下の2つの地震を想定地震とした。

(ア) 過去の地震を考慮した最大クラス（以下「過去地震考慮」という。）

南海トラフ沿いでは、おおむね100年～200年の間隔で海溝型の大地震が繰り返し発生しており、南海トラフで繰り返し発生する巨大地震として、宝永地震以降の5つの地震を参考に想定した最大クラスとなる地震

(イ) あらゆる可能性を考慮した最大クラス（以下「あらゆる可能性考慮」という。）

千年に一度あるいはそれよりももっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす地震として、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震

イ 想定東海地震

平成14年4月24日に、名古屋市はこの地震により著しい災害が生ずるおそれのある地域として地震防災対策強化地域に指定されたため想定地震とした。

ウ 想定東南海地震及び想定東海・東南海連動地震

平成15年12月17日に、名古屋市は東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受け、地域指定の対象となった地震のうち名古屋市に大きな被害を及ぼす可能性が高く、高い発生確率が公表されている想定東南海地震及び同時発生の確率が高いとされている想定東海・東南海地震連動を想定地震とした。

(2) 内陸型地震

濃尾地震

名古屋市域に大きな被害を及ぼす可能性が高く、直下型地震の備えという観点で想定地震とした。

2 地震動の予測

南海トラフ地震は、東海・東南海・南海三連動地震等の被害想定及び防災・減災対策推進のための調査検討業務（平成24・25年度 名古屋市）、想定東海地震、想定東南海地震及び想定東海・東南海連動地震は、東海地震等震度分布調査（平成15年度 名古屋市）、濃尾地震は、名古屋市地震被害想定調査（平成7年・8年 名古屋市）（地震編資料1-18-1 (1) から (12)）による。

| 想定地震名 | 予測震度 |
|--------------------|-------|
| 南海トラフ地震（過去地震考慮） | 5強～6強 |
| 南海トラフ地震（あらゆる可能性考慮） | 5弱～7 |
| 想定東海地震 | 4～6弱 |
| 想定東南海地震 | 5弱～6強 |
| 想定東海地震・東南海連動地震 | 5弱～6強 |
| 濃尾地震 | 5強～7 |

3 津波予測

南海トラフ地震は、東海・東南海・南海三連動地震等の被害想定及び防災・減災対策推進のための調査検討業務（平成24・25年度 名古屋市）、想定東海地震、想定東南海地震及び想定東海・東南海連動地震は平成15年3月愛知県防災会議地震部会「愛知県東海地震・東南海地震被害予測調査」による。

名古屋港における津波到達時間、津波水位について予測した結果は次のとおりである（地震編資料1-18-2）。

| 想定地震名 | 南海トラフ地震 （過去地震考慮） | 南海トラフ地震 （あらゆる可能性考慮） | 想定東海地震 | 想定東南海地震 | 想定東海・東南海地震連動 |
|----------------|-----------------------------|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 津波到達時間 | 102分 (30cm) | 96分 (30cm) | 90分程度 (第1波) | 90分程度 (第1波) | 90分程度 (第1波) |
| 沿岸における 最高水位 | T.P. 3.3m (昭和埠頭 他8地点) | T.P. 3.6m (昭和埠頭 他5地点) | T P 2.4m (昭和埠頭) | T P 2.3m (昭和埠頭) | T P 2.5m (昭和埠頭) |

（朔望平均満潮位時点）

4 被害の想定

南海トラフ地震は、東海・東南海・南海三連動地震等の被害想定及び防災・減災対策推進のための調査検討業務（平成24・25年度 名古屋市）、想定東海地震、想定東南海地震及び想定東海・東南海連動地震の被害の想定は、平成15年3月愛知県防災会議地震部会「愛知県東海地震・東南海地震被害予測調査」、濃尾地震の被害の想定は、平成7・8年名古屋市地震被害想定調査による。

(1) 建物被害

| 区分 | 海溝型地震 | | | | | 内陸型地震 |
|-----|---------------------|------------------------|----------|----------|--------------|----------|
| | 南海トラフ地震 （過去地震考慮） | 南海トラフ地震 （あらゆる可能性考慮） | 想定東海地震 | 想定東南海地震 | 想定東海・東南海地震連動 | 濃尾地震 |
| 全壊数 | 約15,000棟 | 約66,000棟 | 約2,700棟 | 約16,000棟 | 約21,000棟 | 約23,400棟 |
| 半壊数 | 約85,000棟 | 約130,000棟 | 約15,000棟 | 約50,000棟 | 約59,000棟 | 約99,000棟 |

(2) 火災被害

| 区分 | 海溝型地震 | | | | | 内陸型地震 |
|------|-------------------------|----------------------------|--------|-------------|------------------|---------|
| | 南海トラフ地震 (過去地震 考慮) | 南海トラフ地震 (あらゆる 可能性考慮) | 想定東海地震 | 想定東南海 地震 | 想定東海・東 南海地震連動 | 濃尾地震 |
| 出火数 | 約140件 | 約350件 | 約30件 | 約200件 | 約260件 | 約180件 |
| 焼失棟数 | 約4,900棟 | 約21,000棟 | 約40棟 | 約2,200棟 | 約6,200棟 | 約8,600棟 |

(南海トラフ地震は冬夕18時、その他は夕6時)

(3) 人的被害

| 区分 | 海溝型地震 | | | | | 内陸型地震 |
|------|-------------------------------|----------------------------------|--------------|-------------------|------------------------|------------|
| | 南海トラフ地震 (過去地震 考慮) ※1 | 南海トラフ地震 (あらゆる 可能性考慮) ※1 | 想定東海地震 ※2 | 想定東南海 地震 ※2 | 想定東海・東 南海地震連動 ※2 | 濃尾地震 ※3 |
| 死者数 | 約1,400名 | 約6,700名 | 約20名 | 約310名 | 約420名 | 約2,500名 |
| 負傷者数 | 約5,100名 | 約15,000名 | 約3,800名 | 約17,000名 | 約21,000名 | 約44,000名 |

(※1 冬深夜 ※2 朝5時 ※3 朝6時)

(4) 被災(難)者

| 区分 | 海溝型地震 | | | | | 内陸型地震 |
|--------|-------------------------|----------------------------|----------|-------------|------------------|-----------|
| | 南海トラフ地震 (過去地震 考慮) | 南海トラフ地震 (あらゆる 可能性考慮) | 想定東海地震 | 想定東南海 地震 | 想定東海・東 南海地震連動 | 濃尾地震 |
| 被災(難)者 | 約138,000名 | — | 約24,000名 | 約110,000名 | 約170,000名 | 約390,000名 |

(濃尾地震以外は、発災1日後の避難所生活者数)

(あらゆる可能性を考慮した最大クラスについては推計していない)

第2 ライフライン被害

- 1 南海トラフ地震は、東海・東南海・南海三連動地震等の被害想定及び防災・減災対策推進のための調査検討業務(平成24・25年度 名古屋市)による。被害予測結果は以下のとおりである。

| 区分 | 内容 | |
|----------|-----------|------------------------|
| 通信【固定電話】 | 不通回線数(率) | 発災直後 約413千回線(約89%) |
| 通信【携帯電話】 | 停波基地局率 | 発災1日後 約81% |
| ガス【都市ガス】 | 復旧対象戸数(率) | 発災直後 約48千戸(約5%) |
| ガス【LPガス】 | 機能支障戸数(率) | 発災直後 約11千戸(約20%) |
| 電力 | 停電軒数(率) | 発災直後 約1,228千軒(約89%) |
| 上水道 | 断水戸数(率) | 発災直後 約357千戸(約30%) |
| 下水道 | 機能支障人口(率) | 発災直後 約61千人(約3%) |

(被害量最大値)

2 ライフライン施設の被害または市内における機能支障程度について、各関係機関がとりまとめた結果は以下のとおりである。

(1) 電信電話（西日本電信電話株式会社東海支店）

ア 想定地震

南海トラフ地震

イ 被害想定

名古屋市周辺では、電柱倒壊等により通信に影響が発生する可能性がある。また、名古屋市南部においては、地震を原因とした津波等による水害による、通信ビル浸水で通信に影響が発生する可能性がある。

(2) 都市ガス（東邦ガス株式会社）

ア 想定地震

想定東海地震、東南海地震、東海・東南海地震

イ 被害想定範囲

本支管、供給管、内管

ウ 被害想定

想定東海地震、東南海地震、東海・東南海地震

特に名古屋市南西部において、液状化の影響により建物や導管に被害が発生すると予想される地域について、局所的に供給停止する可能性がある。

(3) 電力（中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社J E R A）

ア 想定地震

想定東海・東南海・南海連動地震

イ 被害状況

火力発電所が立地する太平洋沿岸地域を中心に、広域かつ大規模な被災が想定されることから、発生直後の供給力は相当減少する可能性がある。一方で、お客さま設備の被災により電力需要も大きく減少する可能性がある。これら需給バランスの不均衡等により、被災直後においては名古屋市内のほぼ全域で停電が発生する可能性がある。また、流通設備についても影響を受けることが想定される。

(4) 水道（名古屋市上下水道局）

ア 想定地震

南海トラフ地震、想定東海地震、想定東南海地震、想定東海・東南海連動地震、濃尾地震

イ 被害想定

(ア) 水道基幹施設

取水場、導水管、浄水場、配水場、送配水幹線などの基幹施設は、耐震設計基準及び耐震診断に基づく整備の結果、想定東海・東南海連動地震については、被害は軽微と想定され、南海トラフ地震、濃尾地震については、一部に被害はあるものの、系統相互のバックアップ等により、基本的機能の支障となる大きな被害は生じないと想定される。ただし、広域な停電が発生した場合は、一部の施設について送配水能力の低下が想定される。

(イ) 管路

耐震性の低い管路においては、管の破損や継手の抜け出し等の被害が発生する可能性があり、断水に至る場合も想定される。

(5) 工業用水道（名古屋市上下水道局）

ア 想定地震

南海トラフ地震、想定東海地震、東南海地震、想定東海・東南海連動地震、濃尾地震

イ 被害想定

(ア) 工業用水道基幹施設

浄水場、配水幹線などの基幹施設は、耐用年数を超え更新されていない施設について、南海トラフ地震により一部で機能が停止する被害が想定される。

(イ) 管路

給水区域が市の西部・南部であるため、被害予測調査結果などから配水管、給水装置ともに多くの被害が発生すると想定される。

(6) 下水道（名古屋市上下水道局）

ア 想定地震

南海トラフ地震、想定東海地震、想定東南海地震、想定東海・東南海連動地震、濃尾地震

イ 被害想定

(ア) 下水道基幹施設

水処理センター、ポンプ所などの基幹施設については、他都市の大規模地震時の被害事例より、地震動による長期の機能停止は報告されていないことから、本市において壊滅的な被害は想定されないものの、施設の伸縮目地等からの漏水等部分的な被害が想定される。

(イ) 管路

耐震性の低い管路においては、管きよの破損や継手部の抜け出し等の被害が発生する可能性があり、流下機能の阻害等が発生する場合も想定される。

第8節 原子力災害の想定

第1 災害の想定

この計画の作成にあたり想定とした災害は次のとおりである。

1 放射性物質災害

放射性物質（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素等をいい、次の2に記載する核燃料物質等を除く。）の取扱いに係る災害をいう。

2 原子力等災害

本市における核燃料物質等（原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質をいう。）の事業所外の運搬中の事故による災害及び県外における原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）の事故の発生に伴う災害をいう。

なお、想定する原子力発電所等は次のとおりである。

| 原子力発電所又は原子炉施設名 | 事業所名 | 所在地 | 本市境までの距離 | 原子炉 |
|---------------------|---------------------|--------------|----------|------------------|
| 浜岡原子力発電所 | 中部電力株式会社 | 静岡県御前崎市佐倉 | 約114km | 5基 ^{※1} |
| 美浜発電所 | 関西電力株式会社 | 福井県三方郡美浜町丹正 | 約96km | 3基 ^{※2} |
| 大飯発電所 | | 福井県大飯郡おおい町大島 | 約112km | 4基 |
| 高浜発電所 | | 福井県大飯郡高浜町田ノ浦 | 約125km | 4基 |
| 敦賀発電所 | 日本原子力発電株式会社 | 福井県敦賀市明神町 | 約95km | 2基 ^{※3} |
| 高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ） | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 | 福井県敦賀市白木 | 約97km | 1基 ^{※4} |

※1 浜岡原子力発電所の1号機及び2号機は廃炉措置作業中

※2 美浜発電所の1号機及び2号機は廃炉に向けた手続中

※3 敦賀発電所の1号機は廃炉に向けた手続中

※4 高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）は平成28年原子力関係閣僚会議決定に基づき、今後、廃止措置に向けた取組を実施

※5 これらの施設で事故が発生した場合を想定し、国等が行ったシミュレーション結果を計画の策定にあたり参考とした。

第2 地理的条件などによる原子力災害に対する考え方

東日本大震災を起因とした東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、原子力災害対策特別措置法が改正された。また、環境省の外局として設置された原子力規制委員会により、原子力災害対策指針が規定された。同法の定めにより、同指針により規定する原子力災害対策重点区域（PAZ、U

PZ)内の地方公共団体においては、地域防災計画に原子力災害対策編を策定することが義務付けられた。

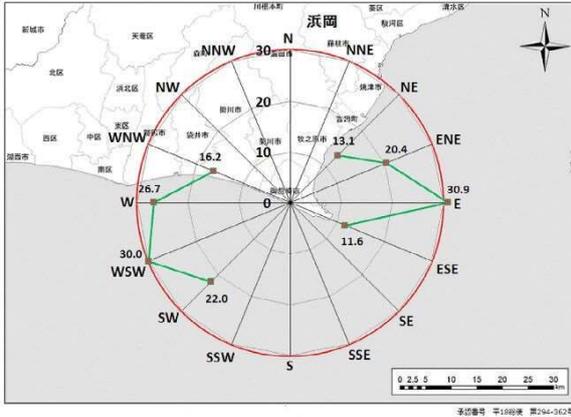
その後、平成27年4月に、原子力災害対策指針が改正され、原子力災害における緊急時の防護措置の判断あたって、緊急時迅速放射能影響予測システム(SPEEDI)等の予測的手法は活用しないという考え方が示された。また、UPZ外の地域では、国が主体となって緊急時モニタリングを実施することとし、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避を実施することを基本とした。一方、PAZ外の地域における安定ヨウ素剤の配布・服用については、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示を出すこととしている。

愛知県及び本市は、原子力災害対策重点区域(PAZ, UPZ)には指定されていない。しかしながら東京電力福島第一原子力発電所の事故に鑑み、原子力災害が広範囲に渡り被害をもたらす可能性があることを考慮し、次の事項を主眼とした対策を講ずることとする。

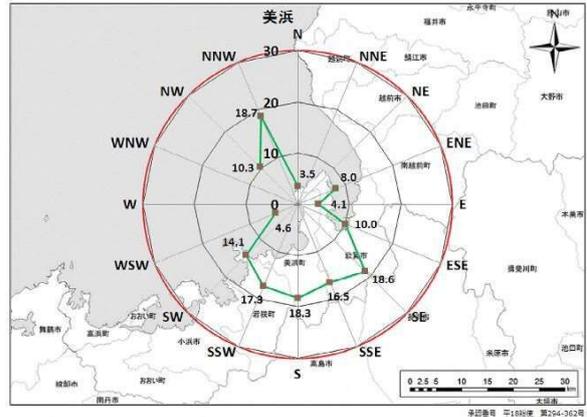
- モニタリングの充実…放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないが、測定器を使用することでの確に計測できるため、各モニタリングポスト及び市内各所での放射線測定器での空間放射線量率等の測定を実施する。
 - 情報管理…国、県、関係市町村及び原子力事業者等との連携を緊密に保ち、正確な情報の共有化を図る。
 - 情報提供…市民の具体的な行動につながるような科学的根拠に基づく、明確かつ具体的な基準を提示するとともに、適宜適切に正確な安心情報を提供する。
 - 広域避難の受入れ…ひとたび原子力災害が発生すれば、他の自治体において多数の避難者が発生することが予測される。そのため、本市は、国、県及び原子力事業者等と連携を図り、災害対策基本法第86条の8に基づき避難者の受入れについて想定する。
- ※ 安定ヨウ素剤の備蓄…本市において重要なプルーム通過時の被ばく防護措置のうち、安定ヨウ素剤の備蓄及び服用については以下の課題があるため継続検討課題とし、国の更なる動向や他の地方公共団体からの情報収集等を行う。
- ・ヨウ素以外の放射性物質に効果が無い
 - ・投与の有効タイミングが狭い
 - ・配付、投与の手順を整備し、対象者全員に届ける必要がある
 - ・副作用発生時の責任の所在が不明確
 - ・緊急時における服用指示について、責任の所在の明確化が必要

[参考：国のシミュレーション結果について（平成24年10月24日公表）]

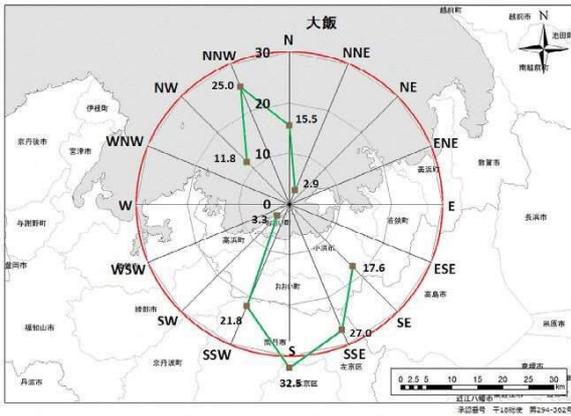
- 1 目的：防災対策を重点的に充実すべき地域の参考とするため。
- 2 条件：①サイト出力に対応した放射性物質が一度に放出したと仮定
 ②放出継続時間は10時間
 ③地形情報は考慮されていない
 ④年間を通じた気象条件などを踏まえ、総体としての拡散の傾向を表したもの



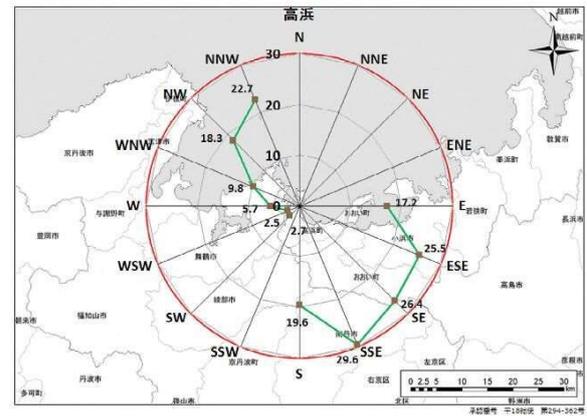
浜岡原子力発電所



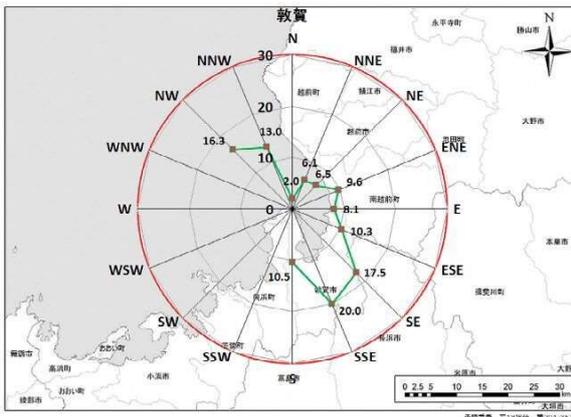
美浜発電所



大飯発電所



高浜発電所



敦賀発電所

注意：高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)は調査対象外

(資料)

・放射性物質保有事業所

(附属資料編 計画資料23)